

都道首都高速 1 号線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と首都高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 6 条第 1 項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき平成 18 年 3 月 31 日付けで締結した「都道首都高速 1 号線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第 4 条第 1 項中「新設又は改築に係る工事」の次に「（特定更新等工事を除く。）」を加え、「別紙 1－22」を「別紙 1－23」に改め、同条第 2 項中「工事（」の次に「特定更新等工事を除き、」を加え、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「修繕に係る工事」の次に「又は第 3 項に規定する特定更新等工事（別紙特 2 に規定するものに限る。）」を、「修繕工事計画書」の次に「又は特定更新等工事計画書」を、「修繕工事報告書」の次に「又は特定更新等工事報告書」を加え、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前項」を「第 2 項」に改め、「修繕に係る工事」の次に「又は第 3 項に規定する特定更新等工事（別紙特 2 に規定するものに限る。）」を、「修繕工事計画書」の次に「又は特定更新等工事計画書」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 会社が行う高速道路の管理のうち、本協定の対象となる高速道路に係る道路資産の貸付期間の満了の日においてもその構造が通常有すべき安全性を有していることとなると見込まれるものとして定めた特定更新等工事の内容は、別紙特 1、別紙特 2 のとおりとする。

第 5 条第 1 項中「工事」の次に「（特定更新等工事を除く。）」を加え、「別紙 1－22」を「別紙 1－23」に改め、同条第 2 項中「工事」の次に「（特定更新等工事を除く。）」を加え、同項の次に次の 1 項を加える。

3 特定更新等工事に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額は、別紙特 1 及び別紙特 3 のとおりとする。

第 6 条第 2 項、第 7 条第 1 項及び同条第 2 項中「第 6 号」を「第 7 号」に改める。

第 11 条中「平成 62 年」を「平成 77 年」に改める。

第 14 条第 1 項中「第 3 項」を「第 4 項」に、「第 7 号」を「第 8 号」に、同条第 3 項中「別紙 1－22」を「別紙 1－23 又は別紙特 1」に、「第 3 項」を「第 4 項」に改め、「修繕工事計画書」の次に「又は特定更新等工事計画書」を加える。

別紙1-1から1-3、1-5、1-7から1-11、1-14、1-20から1-22を次のとおり改め、別紙1-23を加える。

別紙 1-1

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

都道首都高速晴海線(東京都中央区晴海二丁目から東京都江東区豊洲六丁目まで)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速晴海線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都中央区晴海二丁目から

東京都江東区豊洲六丁目まで

(ロ) 延長

1.2キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都中央区晴海二丁目から 東京都江東区豊洲六丁目まで	60	1.2	

(ハ) 設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ニ) 車線の幅員

3.25メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都中央区晴海二丁目から 東京都江東区豊洲六丁目まで	2車線 (暫定)	—	

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	—	—	2.50 (暫定)	0.75	3.25 (暫定)	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	

(ト) 付加車線の標準幅員

—

(チ) 中央帯の標準幅員

2.00メートル(暫定)

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

—

他の道路との暫定的な接続の位置及び接続方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道日比谷豊洲埠頭東雲町線	中央区晴海二丁目	立体接続	晴海仮出入口(仮称)

(4) 工事予算

31,097百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成13年12月 5日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成30年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

35,382 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 25,284 百万円)(消費税込み)

別紙 1-2

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

都道首都高速晴海線(東京都江東区豊洲六丁目から東京都江東区有明二丁目まで)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速晴海線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都江東区豊洲六丁目から

東京都江東区有明二丁目まで

(ロ) 延長

1.5キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都江東区豊洲六丁目から 東京都江東区有明二丁目まで	60	1.5	

(ハ) 設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ニ) 車線の幅員

3.25メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都江東区豊洲六丁目から 東京都江東区有明二丁目まで	2車線 (暫定)	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	-	-	2.50 (暫定)	0.75	3.25 (暫定)	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
土工(掘割)部分	-	-	-	-	-	

(ト) 付加車線の標準幅員

-

(チ) 中央帯の標準幅員

-

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道日比谷豊洲埠頭東雲町線	江東区豊洲六丁目	立体接続	豊洲出入口
都道高速湾岸線	江東区東雲二丁目 江東区有明二丁目	立体接続	東雲ジャンクション

(4) 工事予算

28,430百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成13年12月 5日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成21年 2月11日 (供用開始)

平成27年 3月31日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

26,939 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 26,939 百万円)(消費税込み)

別紙 1-3

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

都道首都高速目黒板橋線(東京都目黒区青葉台四丁目から東京都渋谷区本町三丁目まで)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速目黒板橋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都目黒区青葉台四丁目から

東京都渋谷区本町三丁目まで

(ロ) 延長

4.3キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都目黒区青葉台四丁目から 東京都渋谷区本町三丁目まで	60	4.3	

(ハ) 設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.25メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都目黒区青葉台四丁目から 東京都渋谷区本町三丁目まで	4車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	-	-	-	-	-	
トンネル部分	-	-	1.25	0.75	2.00	
土工(掘割)部分	-	-	-	-	-	

(ト) 付加車線の標準幅員

—

(チ) 中央帯の標準幅員

—

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道首都高速品川目黒線	目黒区青葉台四丁目	平面接続	
都道首都高速3号線	目黒区大橋二丁目	立体接続	大橋ジャンクション
都道環状六号線	渋谷区富ヶ谷二丁目	立体接続	富ヶ谷入口
都道環状六号線	渋谷区富ヶ谷一丁目	立体接続	富ヶ谷出口
都道環状六号線	渋谷区初台二丁目	立体接続	初台南出入口
都道首都高速4号線	渋谷区本町一丁目	立体接続	西新宿ジャンクション

(4) 工事予算

592,629百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成 3年 3月 5日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成22年 3月28日 (供用開始)

平成27年 3月31日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

274,117 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 273,873 百万円)(消費税込み)

別紙 1-5

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

都道首都高速品川目黒線(東京都品川区八潮三丁目から東京都目黒区青葉台四丁目まで)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速品川目黒線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都品川区八潮三丁目から

東京都目黒区青葉台四丁目まで

(ロ) 延長

9.4キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分

第2種第2級(道路構造令)

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都品川区八潮三丁目から 東京都目黒区青葉台四丁目まで	60	9.4	

(ニ) 設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ) 車線の幅員

3.25メートル

(へ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都品川区八潮三丁目から 東京都目黒区青葉台四丁目まで	4車線	4車線	

(ト) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
土工(掘割)部分	—	—	1.25	0.75	2.00	

(チ) 付加車線の標準幅員

—

(リ) 中央帯の標準幅員

—

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道高速湾岸線	品川区八潮三丁目	立体接続	大井ジャンクション
都道環状六号線	品川区西五反田五丁目	立体接続	五反田入口
都道環状六号線	品川区西五反田三丁目	立体接続	五反田出口
都道首都高速3号線	目黒区大橋二丁目	立体接続	大橋ジャンクション
都道首都高速目黒板橋線	目黒区青葉台四丁目	平面接続	

他の道路との暫定的な接続の位置及び接続方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道357号	品川区八潮三丁目	立体接続	中環大井南出口

一般国道357号(3種)の供用開始までの措置とする。

(4) 工事予算

164,246 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日

- ① 東京都品川区八潮一丁目から東京都目黒区青葉台四丁目まで(都道首都高速品川目黒線外回りに係る部分)
平成18年 4月 1日

- ② 東京都品川区八潮三丁目から東京都品川区八潮一丁目まで、及び東京都品川区八潮一丁目から東京都目黒区青葉台四丁目まで(都道首都高速品川目黒線内回りに係る部分)
平成24年10月 1日

なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成27年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

180,099 百万円 (消費税込み)
(うち、助成対象基準額 177,351 百万円)(消費税込み)

別紙 1-7

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

横浜市道高速横浜環状北線(神奈川県横浜市都筑区川向町から神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目まで)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

横浜市道高速横浜環状北線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県横浜市都筑区川向町から

神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目まで

(ロ) 延長

8.2キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第1級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
神奈川県横浜市都筑区川向町から 神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目まで	60	8.2	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ニ) 車線の幅員 3.25メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
神奈川県横浜市都筑区川向町から 神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目まで	4車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	—	—	1.75	0.75	2.50	
トンネル部分	—	—	1.75 又は 2.50	0.75	2.50 又は 3.25	
土工(掘割)部分	—	—	1.75	0.75	2.50	

(ト) 付加車線の幅員

—

(チ) 中央帯の標準幅員

—

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道466号(第三京浜道路)	横浜市都筑区川向町	立体接続	港北ジャンクション(仮称)
横浜市道長島大竹線	横浜市港北区新羽町	立体接続	新横浜出入口(仮称)
神奈川県道大田神奈川線	横浜市鶴見区馬場七丁目 横浜市神奈川区西寺尾一丁目	立体接続	馬場出入口(仮称)
横浜市道岸谷生麦線	横浜市鶴見区岸谷一丁目 横浜市鶴見区生麦一丁目	立体接続	新生麦出入口(仮称)
神奈川県道高速横浜羽田空港線	横浜市鶴見区生麦一丁目 横浜市鶴見区生麦二丁目	立体接続	生麦ジャンクション
横浜市道高速湾岸線	横浜市鶴見区生麦二丁目	平面接続	

(4) 工事予算

372,860 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成13年12月 4日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成29年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

407,610 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

364,235 百万円)(消費税込み)

別紙 1-8

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

川崎市道高速縦貫線(神奈川県川崎市川崎区富士見一丁目から神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目まで)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

川崎市道高速縦貫線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県川崎市川崎区富士見一丁目から

神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目まで

(ロ) 延長

4.4キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第1級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
神奈川県川崎市川崎区富士見一丁目から 神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目まで	80	4.4	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ニ) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
神奈川県川崎市川崎区富士見一丁目から 神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目まで	4車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
土工(掘割)部分	—	—	1.25	0.75	2.00	

(ト) 付加車線の標準幅員

—

(チ) 中央帯の標準幅員

2.25メートル

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道409号	川崎市川崎区旭町一丁目	立体接続	富士見入口(仮称)
一般国道409号	川崎市川崎区富士見一丁目	立体接続	富士見出口(仮称)
神奈川県道高速横浜羽田空港線	川崎市川崎区大師河原一丁目 川崎市川崎区大師河原二丁目 川崎市川崎区殿町一丁目	立体接続	大師ジャンクション
一般国道409号	川崎市川崎区大師河原一丁目	立体接続	大師入口

他の道路との暫定的な接続の位置及び接続方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道409号	川崎市川崎区大師河原一丁目	立体接続	大師出入口

(4) 工事予算

288,545百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成 3年 3月 5日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成22年10月20日 (大師出入口～殿町供用開始)

平成26年 3月31日 (大師出入口～殿町残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

55,283 百万円 (消費税込み)	
(うち、助成対象基準額	55,283 百万円) (消費税込み)
(債務引受額	55,204 百万円) (消費税込み)

別紙 1-9

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

都道首都高速5号線(改築)(板橋熊野町JCT間改良)に関する 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速5号線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都板橋区熊野町から

東京都板橋区大山東町まで

(ロ) 延長

0.5キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第2級（道路構造令）

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都板橋区熊野町から 東京都板橋区大山東町まで	60	0.5	

(ハ) 設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ニ) 車線の幅員

3.25メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都板橋区熊野町から 東京都板橋大山東町まで	-	-	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	-	-	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
土工(掘割)部分	-	-	-	-	-	

(ト) 付加車線の標準幅員

3.25メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

-

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

-

(4) 工事予算

25,306百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成19年 4月 1日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成30年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

32,065 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 30,858 百万円)(消費税込み)

別紙 1-10

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

都道首都高速7号線(改築)(小松川JCT(仮称))に関する 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速7号線

(2) 工事の箇所

東京都江戸川区西小松川町

東京都江戸川区東小松川二丁目

東京都江戸川区松島一丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道首都高速葛飾江戸川線	江戸川区西小松川町	立体接続	小松川ジャンクション(仮称)
附属街路第4号線	江戸川区西小松川町	立体接続	小松川入口(中環)(仮称)

(4) 工事予算

33,197百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成19年 4月 1日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成32年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

41,696 百万円 (消費税込み)
(うち、助成対象基準額 40,398 百万円)(消費税込み)

別紙 1-11

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

都道首都高速板橋足立線(改築)(王子南出入口)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速板橋足立線

(2) 工事の箇所

東京都北区王子一丁目
東京都北区堀船一丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続位置	接続の方法	備考
都道王子千住南砂町線	北区王子一丁目	立体接続	王子南出口
都道王子千住南砂町線	北区堀船一丁目	立体接続	王子南入口

(4) 工事予算

32,158百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成18年 4月 1日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成27年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

27,972 百万円 (消費税込み)
(うち、助成対象基準額 27,570 百万円)(消費税込み)

別紙 1-14

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

首都高速道路 東京地区(改築)(防災・安全対策)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間		(ハ)延長 (キロメートル)
	起点	終点	
都道首都高速1号線	台東区北上野一丁目	大田区羽田旭町	21.9
都道首都高速2号線	中央区銀座八丁目	品川区戸越一丁目	8.5
都道首都高速2号分岐線	港区麻布十番四丁目	港区六本木三丁目	1.5
都道首都高速3号線	千代田区隼町	世田谷区砦公園	14.6
都道首都高速4号線	中央区八重洲二丁目	杉並区上高井戸三丁目	18.6
都道首都高速4号分岐線	千代田区大手町二丁目	中央区日本橋小網町	1.0
都道首都高速5号線	千代田区一ツ橋一丁目	板橋区三園一丁目	17.8
都道首都高速6号線	中央区日本橋兜町	足立区加平二丁目	15.6
都道首都高速7号線	墨田区千歳一丁目	江戸川区谷河内二丁目	10.4
都道首都高速8号線	中央区銀座一丁目	中央区銀座一丁目	0.1
都道首都高速9号線	中央区日本橋箱崎町	江東区辰巳二丁目	5.3
都道首都高速11号線	港区海岸二丁目	江東区有明二丁目	5.0
都道首都高速葛飾江戸川線	葛飾区四つ木三丁目	江戸川区臨海町六丁目	11.2
都道首都高速板橋足立線	板橋区板橋二丁目	足立区江北二丁目	7.1
都道高速湾岸線	大田区羽田空港三丁目	江戸川区臨海町六丁目	23.1
都道首都高速湾岸分岐線	大田区昭和島二丁目	大田区東海三丁目	1.9
都道高速横浜羽田空港線	大田区羽田二丁目	大田区羽田旭町	0.9
都道高速葛飾川口線	葛飾区小菅三丁目	足立区入谷三丁目	11.8
都道高速足立三郷線	足立区加平二丁目	足立区神明一丁目	1.8
都道高速板橋戸田線	板橋区三園一丁目	板橋区新河岸三丁目	0.7
合 計			178.8

(2) 工事方法

工 事 名	工 事 概 要
防災・安全対策工事	・兵庫県南部地震や新潟県中越地震クラスの大震災に対し、長大橋等の特殊橋梁、トンネル構造物、橋梁上部工の耐震対策を実施し、防災対策を推進する。 ・H14年道路橋示方書に則った橋脚、上部工の疲労対策やB活荷重に対応するためのコンクリート床版の補強、遮音壁の落下防止対策等を実施し、構造物の安全性向上を推進する。 ・PA改良や交通管制中央装置の統合化、道路情報提供装置・通信設備・受配電設備・施設防災システムの高度化を図り、防災・安全対策を推進する。

(3) 工事予算

107,477百万円（消費税込み）

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

- (イ) 工事の着手年月日 平成18年4月1日
- (ロ) 工事の完成予定年月日 平成27年3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

120,638 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額 120,379 百万円）（消費税込み）

別紙 1-20

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

都道首都高速6号線(改築)(堀切小菅JCT間改良)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 都道首都高速6号線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 東京都葛飾区堀切四丁目から

東京都葛飾区小菅三丁目まで

(ロ) 延長 0.6キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第2種第2級（道路構造令）

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都葛飾区堀切四丁目から 東京都葛飾区小菅三丁目まで	60	0.6	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN(B活荷重)

(ニ) 車線の幅員 3.25メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都葛飾区堀切四丁目から 東京都葛飾区小菅三丁目まで	—	—	付加車線事業 (下り線)

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	

(ト) 付加車線の標準幅員

3.25メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

—

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

—

(4) 工事予算

13,158百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成23年12月 1日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成30年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

18,301 百万円 (消費税込み)
(うち、助成対象基準額 17,675 百万円) (消費税込み)

別紙1-21

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

横浜市道高速横浜環状北西線(神奈川県横浜市青葉区下谷本町から神奈川県横浜市都筑区川向町まで)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

横浜市道高速横浜環状北西線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県横浜市青葉区下谷本町から

神奈川県横浜市都筑区川向町まで

(ロ) 延長

7.1キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

公共事業と有料道路事業による施行方式

(ロ) 道路の区分

第2種第1級(道路構造令)

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
神奈川県横浜市青葉区下谷本町から 神奈川県横浜市都筑区川向町まで	60	7.1	

(ニ) 設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員

3.25メートル

(へ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
神奈川県横浜市青葉区下谷本町から 神奈川県横浜市都筑区川向町まで	4車線	4車線	

(ト) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	—	—	2.50	0.75	3.25	
土工(掘割)部分	—	—	2.50	0.75	3.25	

(チ) 付加車線の幅員

—

(リ) 中央帯の標準幅員

—

(ヌ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
高速自動車国道第一東海自動車道 (東名高速道路)	横浜市青葉区下谷本町	立体接続	横浜青葉ジャンクション(仮称)
横浜市道川向線	横浜市都筑区川向町	立体接続	港北出入口(仮称)
一般国道466号(第三京浜道路)	横浜市都筑区川向町	立体接続	港北ジャンクション(仮称)
横浜市道高速横浜環状北線	横浜市都筑区川向町	平面接続	

(4) 工事予算

105,302 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手(予定)年月日

① 横浜市青葉区下谷本町から横浜市緑区北八朔町まで(横浜青葉ジャンクション(仮称)に係る部分)、及び横浜市都筑区東方町から横浜市都筑区川向町まで(港北ジャンクション(仮称)に係る部分)
平成24年 5月 1日

② 横浜市青葉区下谷本町から横浜市都筑区川向町まで
平成32年10月 1日

なお、②における工事の着手予定年月日とは、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

(ロ) 工事の完成予定年月日

平成34年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

121,336 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

116,098 百万円)(消費税込み)

別紙 1-22

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

都道首都高速3号線(改築)(渋谷入口(仮称))に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速3号線

(2) 工事の箇所

東京都渋谷区渋谷二丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道霞ヶ関渋谷線	渋谷区渋谷二丁目	立体接続	渋谷入口(仮称)

(4) 工事予算

4,818百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成26年 4月 1日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成31年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5,737 百万円 (消費税込み)
(うち、助成対象基準額 5,496 百万円)(消費税込み)

別紙 1-23

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

都道首都高速3号線(改築)(池尻・三軒茶屋出入口付近付加車線増設)に関する 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速3号線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都目黒区大橋二丁目から

東京都世田谷区太子堂二丁目まで

(ロ) 延長

0.7キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第2級（道路構造令）

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都目黒区大橋二丁目から 東京都世田谷区太子堂二丁目まで	60	0.7	

(ハ) 設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ニ) 車線の幅員

3.25メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都目黒区大橋二丁目から 東京都世田谷区太子堂二丁目まで	-	-	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	-	-	-	0.75	0.75	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
土工(掘割)部分	-	-	-	-	-	

(ト) 付加車線の標準幅員

3.25メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

-

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

-

(4) 工事予算

5,483百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手(予定)年月日 平成27年 4月 1日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成40年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

7,076 百万円 (消費税込み)
(うち、助成対象基準額 6,802 百万円)(消費税込み)

別紙 2 を次のとおり改める。

別紙2

(協定第4条第2項関連)

(機構法第13条第1項第2号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事の内容

工事の内容

会社が行う高速道路の管理のうち、修繕に係る工事（特定更新等工事を除き、機構が会社からその費用に係る債務引き受けるものに限る）で行う工事の内容は、以下のとおり。
ただし、固定資産について支出する金額で、①当該資産の使用可能期間を延長させる（耐久性を増す）部分に対応する金額、②その支出の時ににおける当該資産の価額を増加させる（価値を高める）部分に対応する金額、の何れかに該当するものに限る。（ただし、災害復旧に係る部分を除く。）

工事の内容
1. 橋梁修繕
2. トンネル修繕
3. 土工修繕
4. 舗装修繕
5. 交通安全施設修繕
6. 交通管理施設修繕
7. 渋滞対策
8. 休憩施設修繕
9. 雪氷対策施設修繕
10. 震災対策
11. 環境対策
12. トンネル防災
13. 雪害対策
14. 橋梁付属物設置
15. トンネル施設修繕
16. 電気施設修繕
17. 通信施設修繕
18. 建築施設修繕
19. 機械施設修繕

1. 橋梁修繕
2. トンネル修繕
3. 土工修繕
4. 舗装修繕
5. 交通安全施設修繕
6. 交通管理施設修繕
7. 渋滞対策
8. 休憩施設修繕
9. 雪氷対策施設修繕
10. 震災対策
11. 環境対策
12. トンネル防災
13. 雪害対策
14. 橋梁付属物設置
15. トンネル施設修繕
16. 電気施設修繕
17. 通信施設修繕
18. 建築施設修繕
19. 機械施設修繕

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る 債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(単位:百万円)
(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H18	6,137
H19	11,612
H20	9,579
H21	9,396
H22	8,110
H23	11,545
H24	16,274
H25	20,174
H26	67,471
H27	27,005
H28	26,388
H29	21,817
H30	19,403
H31	19,280
H32	19,952
H33	20,435
H34	20,764
H35	21,008
H36	21,037
H37	21,044
H38	21,108
H39	21,238
H40	21,347
H41	21,611
H42	21,667
H43	21,735
H44	21,776
H45	21,934
H46	21,977
H47	22,021
H48	22,026
H49	22,962
H50	22,974
H51	22,974
H52	22,974
H53	22,974
H54	22,974
H55	22,975
H56	22,975
H57	22,975
H58	22,975
H59	22,975
H60	22,975
H61	22,975
H62	22,975
H63	22,975
H64	22,975
H65	22,975
H66	22,975
H67	22,975
H68	22,975
H69	22,975
H70	22,975
H71	22,975
H72	22,975
H73	22,975
H74	22,975
H75	22,975
H76	22,975
H77	11,518

(注1) 平成18年度から平成25年度は実績を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は繰越を認めるものとする。

(注3) 特定更新等工事に要する費用に係る額を除く。

別紙 4 を次のとおり改める。

別紙4

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る 債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(単位:百万円)
(消費税込み)

債務引受限度額	8,276
---------	-------

別紙5を次のとおり改める。

別紙5

(協定第7条第1項関連)
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

首都高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

(単位:百万円)

年度	無利子貸付計画額
H18	30,300
H19	29,600
H20	28,416
H21	32,920
H22	33,908
H23	42,214
H24	39,684
H25	34,112
H26	25,282
H27	26,200
H28	28,065
H29	15,541
H30	8,891
H31	7,370
H32	6,172
H33	6,696
H34	86
H35	375
H36	320
H37	58
H38	60
H39	62
H40	0
H41	0
H42	0
H43	0
H44	0
H45	0
H46	0
H47	0
H48	0
H49	0
H50	0
H51	0
H52	0
H53	0
H54	0
H55	0
H56	0
H57	0
H58	0
H59	0
H60	0
H61	0
H62	0
H63	0
H64	0
H65	0
H66	0
H67	0
H68	0
H69	0
H70	0
H71	0
H72	0
H73	0
H74	0
H75	0
H76	0
H77	0

注) 平成18年度から平成25年度は実績額を記載している。

別紙6を次のとおり改める。

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

首都高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(単位：百万円)
(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
			うち盛土・切土・のり面構造物等分	うち橋梁・トンネル等分	
H18	(202,470)	(43,766)	(158,704)	(8,856)	(149,848)
	204,136	44,126	160,010	8,929	151,081
H19	(203,138)	(43,910)	(159,227)	(8,885)	(150,343)
	203,138	43,910	159,227	8,885	150,343
H20	(207,313)	(44,813)	(162,500)	(9,068)	(153,432)
	192,576	41,627	150,949	8,423	142,526
H21	(188,136)	(40,668)	(147,468)	(8,229)	(139,240)
	188,136	40,668	147,468	8,229	139,240
H22	(195,066)	(33,120)	(161,946)	(7,842)	(154,104)
	189,399	32,158	157,241	7,614	149,627
H23	(197,997)	(33,618)	(164,379)	(7,960)	(156,419)
	197,997	33,618	164,379	7,960	156,419
H24	(201,545)	(34,220)	(167,325)	(8,102)	(159,222)
	201,545	34,220	167,325	8,102	159,222
H25	(203,369)	(34,530)	(168,839)	(8,176)	(160,663)
	203,369	34,530	168,839	8,176	160,663
H26	205,699	34,925	170,773	8,269	162,504
H27	198,838	33,761	165,077	7,994	157,084
H28	220,908	37,508	183,400	8,881	174,519
H29	231,244	39,263	191,981	9,296	182,685
H30	238,824	40,550	198,274	9,601	188,673
H31	245,624	41,704	203,919	9,875	194,045
H32	250,517	42,535	207,982	10,071	197,910
H33	249,769	42,408	207,361	10,041	197,320
H34	257,363	43,697	213,665	10,346	203,319
H35	263,994	44,823	219,170	10,613	208,557
H36	270,990	46,011	224,979	10,894	214,084
H37	271,882	46,163	225,719	10,930	214,789
H38	273,453	46,429	227,023	10,993	216,030
H39	274,461	46,601	227,860	11,034	216,826
H40	275,275	46,739	228,536	11,067	217,469
H41	276,021	46,865	229,155	11,097	218,059
H42	276,965	47,026	229,939	11,135	218,805
H43	274,439	46,597	227,842	11,033	216,809
H44	271,917	46,169	225,748	10,932	214,817
H45	269,331	45,730	223,601	10,828	212,774
H46	266,805	45,301	221,504	10,726	210,778
H47	264,226	44,863	219,363	10,622	208,741
H48	261,618	44,420	217,198	10,518	206,680
H49	259,038	43,982	215,056	10,414	204,642
H50	256,611	43,570	213,041	10,316	202,725
H51	254,071	43,139	210,932	10,214	200,718
H52	251,523	42,706	208,817	10,112	198,705
H53	249,138	42,301	206,837	10,016	196,821
H54	246,770	41,899	204,871	9,921	194,950
H55	244,455	41,506	202,949	9,828	193,121
H56	242,109	41,108	201,001	9,733	191,268
H57	239,813	40,718	199,095	9,641	189,454
H58	237,586	40,340	197,246	9,551	187,695
H59	235,156	39,927	195,229	9,454	185,775
H60	232,670	39,505	193,165	9,354	183,811
H61	230,168	39,080	191,088	9,253	181,835
H62	227,646	38,652	188,994	9,152	179,842
H63	225,143	38,227	186,916	9,051	177,865
H64	222,269	37,739	184,530	8,936	175,594
H65	219,446	37,260	182,186	8,822	173,364
H66	216,579	36,773	179,806	8,707	171,099
H67	213,825	36,305	177,520	8,596	168,923
H68	211,081	35,839	175,242	8,486	166,756
H69	208,743	35,442	173,301	8,392	164,909
H70	206,547	35,069	171,477	8,304	163,174
H71	204,426	34,709	169,716	8,218	161,498
H72	202,320	34,352	167,968	8,134	159,834
H73	200,239	33,998	166,240	8,050	158,190
H74	198,035	33,624	164,411	7,961	156,449
H75	195,769	33,239	162,529	7,870	154,659
H76	193,552	32,863	160,689	7,781	152,908
H77	81,259	13,797	67,462	3,267	64,195

(注1) 平成18年度から平成25年度の上段()内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙 7 を次のとおり改める。

計画料金収入の額

首都高速道路株式会社における計画料金収入

(単位：百万円)
(消費税込み)

年度	計画料金収入
H18	(263,101) 267,398
H19	(268,946) 268,576
H20	(276,377) 258,876
H21	(271,335) 253,132
H22	(261,242) 255,900
H23	(264,036) 263,261
H24	(266,780) 268,517
H25	(268,770) 267,165
H26	275,435
H27	274,146
H28	296,355
H29	306,165
H30	311,180
H31	317,558
H32	322,124
H33	321,062
H34	329,984
H35	336,790
H36	343,579
H37	344,325
H38	345,100
H39	345,874
H40	346,621
H41	347,396
H42	348,170
H43	345,501
H44	342,890
H45	340,250
H46	337,609
H47	334,998
H48	332,357
H49	329,746
H50	327,106
H51	324,465
H52	321,854
H53	319,214
H54	316,602
H55	313,962
H56	311,293
H57	308,681
H58	306,041
H59	303,401
H60	300,789
H61	298,149
H62	295,532
H63	292,938
H64	290,366
H65	287,818
H66	285,291
H67	282,787
H68	280,305
H69	277,844
H70	275,405
H71	272,988
H72	270,592
H73	268,216
H74	265,862
H75	263,528
H76	261,215
H77	129,816

(注) 平成18年度から平成25年度の上段()内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙 8 を次のとおり改める。

(協定第 1 2 条関連)

(機構法第 1 3 条第 1 項第 8 号に定める協定記載事項)

料金の額及びその徴収期間

〔1〕基本料金の額

本協定第3条に記載する高速道路（以下「首都高速道路」という。）における基本料金の額は、1回の通行につき、以下のとおりとする。なお、未供用の路線又は区間については、供用の日から適用する。

一. 1キロメートル当たり料金の額と固定額

(1) 1キロメートル当たりの普通車の料金の額

利用距離に対して課する1キロメートル当たりの普通車〔道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に定める軽自動車、小型特殊自動車、小型自動車及び普通自動車で乗車定員が29人以下のものうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のものをいう。以下同じ。〕の料金の額は、29.52円とする。

(2) 利用1回に対して課する普通車の固定額

利用1回に対して課する普通車の固定額は、200円とする。

(3) 1キロメートル当たりの大型車の料金の額

利用距離に対して課する1キロメートル当たりの大型車〔車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車及び大型特殊自動車（道路運送車両法第3条に定める大型特殊自動車をいう。）をいう。以下同じ。〕の料金の額は、記(1)に定める額に2を乗じて得た額とする。

(4) 利用1回に対して課する大型車の固定額

利用1回に対して課する大型車の固定額は、記(2)に定める額に2を乗じて得た額とする。

二. 適用方法

(1) 料金距離

首都高速道路の入口、出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出入口等」という。）の相互間の距離（以下「料金距離」という。）は、街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長並びに東京高速道路株式会社線を距離に算入せず、出入口等の相互間の最短経路により算出した距離とし、別添1のとおりとする。

(注)

A 料金距離は次の原則に従い定めるものとする。ただし、記一. に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用の日から適用する。

a: 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した

距離を料金距離とする。

- b: 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。
- c: 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。

B 現金車〔ETC車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「建設省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「ETCシステム」という。）を使用して無線通信により料金を徴収する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。〕以外の自動車をいう。以下同じ。〕は、首都高速道路の入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。

C 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添1について軽微な変更を行う場合は、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）に届出を行うものとする。

(2) 出入口等の相互間の料金の計算額

出入口等の相互間の料金の計算額は、車種ごとに出入口等の相互間の料金距離に応じて、次の算式により算出する。

料金の計算額 = $L R + F$ （単位：円）

(注) 上記計算式においてL、R及びFは、それぞれ次の数値を表す。

L：出入口等の相互間の料金距離（単位：キロメートル）

R：1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

F：利用1回に対して課する固定額（単位：円）

(3) 通行止めに伴う料金調整

最初に首都高速道路に流入した入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「入口等」という。）をA、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を

迂回する経路の起点となる途中流出出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出口等」という。）をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等をC、首都高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、BC間を迂回して通行した自動車が、首都高速道路を順方向に通行し、Cにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

(イ) ETC車の場合の料金調整

AB間の料金距離とCD間の料金距離を合算した料金距離に応じて、記(2)の計算式により算出された料金の額を適用する。

(ロ) 現金車の場合の料金調整

AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、AD間の料金距離に応じて、記(2)の計算式により算出された料金の額を適用する。

三. 消費税等の取扱い及び料金の単位

記二.(2)に定める方法により算出した車種ごとの出入口等の相互間の料金距離に応じた額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に機構に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

[2] 特別の措置

料金の額については、記〔1〕にかかわらず、当分の間、次のとおり特別の措置を適用する。なお、未供用の路線又は区間については、供用の日から適用する。

一. 料金距離に応じた料金の額

首都高速道路を通行する普通車及び大型車の料金の額は、利用した出入口等の相互間の料金距離に基づき、それぞれ1回の通行につき1台当たり、下表の区分に応じた額とする。

料金距離	料金の額	
	普通車	大型車
6.0km以下	476.19円	952.38円
6.0km超12.0km以下	571.42円	1,142.84円

12.0km超18.0km以下	666.66円	1,333.32円
18.0km超24.0km以下	761.90円	1,523.80円
24.0km超30.0km以下	857.14円	1,714.28円
30.0km超36.0km以下	952.38円	1,904.76円
36.0km超42.0km以下	1,047.61円	2,095.22円
42.0km超	1,142.85円	2,285.70円

(注)

A 料金距離は次の原則に従い定めるものとし、別添1のとおりとする。ただし、上表に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用の日から適用する。

a: 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。

b: 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。

c: 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。

B 空港中央出入口又は湾岸環八出入口において通行を開始し、又は終了する場合における下表左欄の区間の料金距離は、同表右欄に掲げる区間の料金距離を用いるものとする。ただし、本運用を適用する期間は平成24年1月1日以降首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める日から平成28年3月31日までの間とする。

対象区間	料金距離
川崎浮島ジャンクションから空港中央出入口まで	川崎浮島ジャンクションから湾岸環八出入口までの料金距離
大師ジャンクションから空港中央出入口又は湾岸環八出入口まで	大師ジャンクションから羽田出入口までの料金距離
東海ジャンクションから空港中央出入口まで	東海ジャンクションから空港西出入口までの料金距離

C 現金車は、首都高速道路の入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。この場合において、別添2に掲げる入口等を利用する場合には、同表に掲げる料金の額を適用する。

D 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添1又は別添2について軽微な変更を行う場合は、事前に機構に届出を行うものとする。

二. 通行止めに伴う料金調整

最初に首都高速道路に流入した入口等をA、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口等をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等をC、首都高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、BC間を迂回して通行した自動車が、首都高速道路を順方向に通行し、Cにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

(1) ETC車の場合の料金調整

AB間の料金距離とCD間の料金距離を合算した料金距離に応じて、料金の額を適用する。

(2) 現金車の場合の料金調整

AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、AD間の料金距離に応じて料金の額を適用する。

三. 消費税等の取扱い及び料金の単位

記一. に定める料金の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に機構に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

[3] 通常料金及び特別の措置における割引

一. 割引を適用する自動車及び割引率等

(1) 上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行する普通車及び大型車とする。

(ロ) 割引後の額

利用した出入口等の相互間の料金距離が、1回の通行につき1台当たり、下表に掲げる料金距離となる場合は、割引後の額は同表の額とする。

料金距離	割引後の額	
	普通車	大型車
30.0km超	857.14円	1,714.28円

(2) 障害者割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。以下同じ。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、次の①又は②の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等の必要事項の記載の手続がなされた自動車とする。

- ① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの
- ② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード〔会社との契約に基づきETCカード（建設省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が定めたETCシステム利用規程（平成24年12月6日）第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。〕又はETCパーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう。以下同じ。）と車載器（同規程同条同号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

(ロ) 割引率

50%以下とする。

(3) 環境ロードプライシング割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車のうち、神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭から同県川崎市川崎区浮島町まで〔大黒ジャ

ンクジョン（大黒ふ頭出入口を含む。以下同じ。）から川崎浮島ジャンクジョン（浮島出入口を含む。以下同じ。）まで] 及び川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目から同区浮島町まで（大師出入口から川崎浮島ジャンクジョンまで）の区間の一部を含む区間を通行した大型車とする。

(ロ) 割引率等

20%とする。ただし、下表に定める利用区間〔神奈川県道高速横浜羽田空港線のうち神奈川県川崎市川崎区浅田四丁目から同区大師河原一丁目まで〔浅田出入口から大師ジャンクジョン（大師出入口と川崎市道高速縦貫線を連続して利用するために通行する区間を除く。）まで〕の区間を通行しない場合に限る。〕を通行する場合においては、同表の割引額を料金距離に応じて適用し、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用の日から本割引を適用する。

利用区間	料金距離	割引額	
		平成28年3月31日まで	平成28年4月1日以降
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目から同区浮島町まで〔大師出入口から川崎浮島ジャンクジョン〔一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）からの通行に限る。〕まで〕。	5.6 km	0円	190.47円
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から同区浮島町まで〔殿町出入口から川崎浮島ジャンクジョン〔一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）からの通行に限る。〕まで〕。	3.5 km	0円	380.95円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島から同区浮島町まで（東扇島出入口から川崎浮島ジャンクジョンまで）。	4.1 km	380.95円	380.95円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島から同区浮島町まで〔東扇島出入口から川崎浮島ジャンクジョン〔一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）からの通行に限る。〕まで〕。	4.1 km	0円	380.95円
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇	7.6 km	238.09円	238.09円

島まで（殿町出入口から東扇島出入口まで）。			
首都高速道路の路線名中、（２４）、（２５）、（３１）から（３４）及び（３６）の路線における各出入口等（殿町出入口及び東扇島出入口を除く。）から川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区浮島町（川崎浮島ジャンクション）まで。	１２．０km超１８．０km以下	４２８．５７円	４２８．５７円
	１８．０km超２４．０km以下	６１９．０４円	６１９．０４円
	２４．０km超	８０９．５２円	８０９．５２円
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目又は神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目（大師出入口又は殿町出入口）から首都高速道路の路線名中、（２４）、（２５）、（３１）から（３４）及び（３６）の路線における各出入口等〔川崎浮島ジャンクション〔一般国道４０９号（東京湾横断・木更津東金道路）からの通行に限る。〕を除く。〕まで。	１２．０km超１８．０km以下	４２８．５７円	４２８．５７円
	１８．０km超２４．０km以下	６１９．０４円	６１９．０４円
	２４．０km超	８０９．５２円	８０９．５２円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島（東扇島出入口）から首都高速道路の路線名中、（２４）、（２５）、（３１）から（３４）及び（３６）の路線における各出入口等（川崎浮島ジャンクションを除く。）まで。	６．０km超１２．０km以下	２３８．０９円	２３８．０９円
	１２．０km超１８．０km以下	４２８．５７円	４２８．５７円
	１８．０km超２４．０km以下	６１９．０４円	６１９．０４円
	２４．０km超	８０９．５２円	８０９．５２円
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目まで（殿町出入口から湾岸環八出入口まで）。	５．８km	１４２．８５円	１４２．８５円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目まで（東扇島出入口から湾岸環八出入口まで）。	６．４km	１７１．４２円	１７１．４２円

川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目まで（殿町出入口から空港中央出入口まで）。	5.8 km	142.85円	171.42円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目まで（東扇島出入口から空港中央出入口まで）。	6.4 km	171.42円	171.42円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島又は川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目（東扇島出入口又は殿町出入口）から首都高速道路の路線名中、(1)から(23)、(26)から(30)の路線における各出入口等（湾岸環八出入口及び空港中央出入口を除く。）まで。	12.0 km超18.0 km以下	133.33円	133.33円
	18.0 km超24.0 km以下	152.38円	152.38円
	24.0 km超	171.42円	171.42円
首都高速道路の路線名中、(24)、(25)、(31)から(34)及び(36)の路線における各出入口等（殿町出入口及び東扇島出入口を除く。）から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目（湾岸環八出入口又は空港中央出入口）まで。	6.0 km以下	142.85円	—
	6.0 km超12.0 km以下	171.42円	171.42円
	12.0 km超18.0 km以下	200円	200円
	18.0 km超24.0 km以下	228.57円	228.57円
	24.0 km超	257.14円	257.14円
首都高速道路の路線名中、(24)、(25)、(31)から(34)及び(36)の路線における各出入口等（殿町出入口及び東扇島出入口を除く。）から首都高速道路の路線における各出入口等（湾岸環八出入口、空港中央出入口及び川崎浮島ジャンクションを除く。）まで。	6.0 km超12.0 km以下	114.28円	114.28円
	12.0 km超18.0 km以下	133.33円	133.33円
	18.0 km超24.0 km以下	152.38円	152.38円
	24.0 km超	171.42円	171.42円

(4) ETC前納割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETCクレジットカード（ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録及び料金の前払がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車とする。

(ロ) 割引率

下表の割引率を適用する。

利用可能額	料金(前払金)	割引率
10,500円	10,000円	約5%
58,000円	50,000円	約14%

(5) 大口・多頻度割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車のうちETCコーポレートカード〔東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）が別に定める約款（以下「利用約款」という。）により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第4条第2項第1号に規定する車載器管理番号の届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社から貸与されたETCカードをいう。以下同じ。〕を使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車とする。

(ロ) 割引率

① 車両単位割引

記(イ)の自動車が使用するETCコーポレートカード1枚ごとの月間利用金額に対し、下表Aの割引率を適用する。ただし、平成24年1月1日以降会社が別に定める日から平成28年3月31日までの間は下表Bの割引率を適用する。

表A

月間利用金額	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円を超え、10,000円までの部分	2%
10,000円を超え、30,000円までの部分	5%

30,000円を超え、50,000円までの部分	8%
50,000円を超える部分	12%

表B

月間利用金額	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円を超え、10,000円までの部分	10%
10,000円を超え、30,000円までの部分	15%
30,000円を超える部分	20%

② 契約単位割引

記(イ)に定める契約に基づく利用者の月間利用金額の合計が100万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が5千円を超える場合にあっては、当該利用者の記(ロ)①に定める割引率適用前の当該月間利用金額の合計に対し10%の割引率を適用する。

(ハ) 実施する期間

記(ロ)②に定める割引は、平成24年1月1日以降会社が別に定める日から平成28年3月31日までの間とする。

(6) 中央環状線迂回利用割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、谷町ジャンクション、三宅坂ジャンクション、竹橋ジャンクション、芝浦ジャンクション、箱崎ジャンクション又は有明ジャンクションを経由せず、下表左欄に掲げる入口等（起点）から同表右欄に掲げる出口等（終点）までを通行するETC車とする。ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用の日から本割引を適用する。

入口等（起点）	出口等（終点）
世田谷区砧公園（高速自動車国道第一東海自動車道との接続部）、用賀、三軒茶屋	三郷ジャンクション（三郷を含む。以下同じ。）、八潮、八潮南、加平、江戸川区谷河内二丁目（一般国道14号（京葉道路）との接続部）、一之江、小松川、市川市高谷（高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部）、千鳥町、浦安、葛西
杉並区上高井戸三丁目（高速自動車国道中央自動車道富士吉田線との接続部）、高井戸、永福、幡ヶ谷	三郷ジャンクション、八潮、八潮南、加平、江戸川区谷河内二丁目（一般国道14号（京葉道路）との接続部）、一之江、小松川、市川市高谷（高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部）、千鳥町、浦安、葛西

さいたま見沼、新都心、新都心西、与野、浦和南、美女木ジャンクション、戸田南、高島平、中台、板橋本町	江戸川区谷河内二丁目（一般国道14号（京葉道路）との接続部）、一之江、小松川、市川市高谷（高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部）、千鳥町、浦安、葛西、大井南、空港中央、川崎浮島ジャンクション、空港西、羽田、首都高速道路の路線名中、(24)、(25)、(31) から(34)及び(36)の路線における各出口等
川口ジャンクション、新井宿、安行、新郷、加賀、鹿浜橋	大井南、空港中央、川崎浮島ジャンクション、空港西、羽田、首都高速道路の路線名中、(24)、(25)、(31) から(34)及び(36)の路線における各出口等
三郷ジャンクション、八潮、八潮南、加平	杉並区上高井戸三丁目（高速自動車国道中央自動車道富士吉田線との接続部）、高井戸、永福、幡ヶ谷、世田谷区砧公園（高速自動車国道第一東海自動車道との接続部）、用賀、三軒茶屋、大井南、空港中央、川崎浮島ジャンクション、空港西、羽田、首都高速道路の路線名中、(24)、(25)、(31) から(34)及び(36)の路線における各出口等
江戸川区谷河内二丁目（一般国道14号（京葉道路）との接続部）、一之江、小松川	さいたま見沼、新都心、新都心西、与野、浦和南、美女木ジャンクション、戸田南、高島平、中台、板橋本町、杉並区上高井戸三丁目（高速自動車国道中央自動車道富士吉田線との接続部）、高井戸、永福、幡ヶ谷、世田谷区砧公園（高速自動車国道第一東海自動車道との接続部）、用賀、三軒茶屋、大井南、空港中央、川崎浮島ジャンクション、空港西、羽田、首都高速道路の路線名中、(24)、(25)、(31) から(34)及び(36)の路線における各出口等
市川市高谷（高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部）、千鳥町、浦安、舞浜、葛西	さいたま見沼、新都心、新都心西、与野、浦和南、美女木ジャンクション、戸田南、高島平、中台、板橋本町、杉並区上高井戸三丁目（高速自動車国道中央自動車道富士吉田線との接続部）、高井戸、永福、幡ヶ谷、世田谷区砧公園（高速自動車国道第一東海自動車道との接続部）、用賀、三軒茶屋、大井南、空港中央、川崎浮島ジャンクション、空港西、羽田、首都高速道路の路線名中、(24)、(25)、(31) から(34)及び(36)の路線における各出口等
大井南、空港中央、川崎浮島ジャンクション、空港西、羽田、首都高速道路の路線名中、(24)、(25)、(31) から(34)及び(36)の路線における各入口等	さいたま見沼、新都心、新都心西、与野、浦和南、美女木ジャンクション、戸田南、高島平、中台、板橋本町、川口ジャンクション、新井宿、安行、新郷、加賀、鹿浜橋、三郷ジャンクション、八潮、八潮南、加平、江戸川区谷河内二丁目（一般国道14号（京葉道路）との接続部）、一之江、小松川、市川市高谷（高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部）、千鳥町、浦安、葛西

(ロ) 割引額

普通車95.23円、大型車190.47円とする。

(ハ) 実施する期間

平成24年1月1日以降会社が別に定める日から平成28年3月31日までの間とする。

(7) 会社間乗継割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、下の表A及び表B中欄の接続地点を経由し、東日本高速道路株式会社又は中日本高速道路株式会社が管理する同表左欄の路線及び会社が管理する同表右欄の路線（同欄に掲げる路線の括弧内の出入口を利用した場合に限る。）の組合せで通行するETC車とする。

表A

路線	接続地点	路線
高速自動車国道第一東海自動車道	世田谷区砧公園	都道首都高速3号線（池尻）
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線	戸田市美女木六丁目	都道首都高速5号線（板橋本町）
高速自動車国道常磐自動車道、高速自動車国道東関東自動車道水戸線	三郷市番匠免二丁目	埼玉県道高速足立三郷線（八潮南）
一般国道14号（京葉道路）	江戸川区谷河内二丁目	都道首都高速7号線（錦糸町）
高速自動車国道東関東自動車道水戸線	市川市高谷	千葉県道高速湾岸線（浦安）

高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線、高速自動車国道常磐自動車道	川口市大字西新井宿	埼玉県道高速葛飾川口線（新郷）
一般国道466号（第三京浜道路）、一般国道1号（横浜新道）	横浜市神奈川区三ツ沢西町	神奈川県道高速横浜羽田空港線（東神奈川、子安、みなとみらい）
一般国道16号（横浜横須賀道路）	横浜市保土ヶ谷区狩場町	横浜市道高速2号線（阪東橋）
一般国道16号（横浜横須賀道路）	横浜市金沢区並木三丁目	神奈川県道高速湾岸線（杉田）

表B

路線	接続地点	路線
高速自動車国道中央自動車道富士吉田線	杉並区上高井戸三丁目	都道首都高速4号線（永福）
一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）	川崎市川崎区浮島町	都道高速湾岸線（湾岸環八、空港中央）、 神奈川県道高速湾岸線（東扇島）、 川崎市道高速縦貫線（殿町、大師）

(ロ) 割引額

表Aについては、普通車95.23円、大型車190.47円とする。

表Bについては、普通車190.47円、大型車380.95円とする。

(ハ) 実施する期間

平成24年1月1日以降会社が別に定める日から平成28年3月31日までの間とする。

(8) 放射道路端末区間割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C車とする。

(ロ) 割引額等

① 下表A左欄に掲げる出入口等から同表中欄に定める料金距離の出入口等の組合せで通行した場合、同表右欄の割引額を適用する。

表A

出入口等	料金距離	割引額	
		普通車	大型車
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と埼玉県道高速板橋戸田線との接続部、戸田、戸田南、高島平、高速自動車国道東関東自動車道水戸線又は高速自動車国道常磐自動車道と埼玉県道高速足立三郷線との接続部、三郷、八潮、八潮南、加賀、鹿浜橋、高速自動車国道東関東自動車道水戸線と千葉県道高速湾岸線との接続部、千鳥町	18.0km超30.0km以下	95.23円	190.47円
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線及び高速自動車国道常磐自動車道と埼玉県道高速葛飾川口線との接続部、新井宿、安行、新郷	24.0km超30.0km以下	190.47円	380.95円
	18.0km超24.0km以下又は30.0km超36.0km以下	95.23円	190.47円

② 下表B左欄に掲げる出入口等から同表中欄に定める出入口等の組合せで通行し、かつ、料金距離が18.0kmを超える場合、上表Aに定める割引額にかかわらず、同表右欄に定める割引後の額を適用する。

表B

出入口等	出入口等	割引後の額	
		普通車	大型車
入谷、上野、本町、勝島、鈴ヶ森、平和島、空港西、羽田、高速自動車国道第一東海自動車道との接続部、用賀、三軒茶屋、高速自動車国道中央自動車道富士吉田線との接続部、高井戸、永福、幡ヶ谷、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と埼玉県道高速板橋戸田線との接続部、戸田南、高島平、中台、板橋本町、北池袋、東池袋、護国寺、飯田橋、一ツ橋、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線及び高速自動車国道常磐自動車道と埼玉県道高速葛飾川口線との接続部、新井宿、安行、新郷、加賀、鹿浜橋、高速自動車国道東関東自動車道水戸線又は高速自動車国道常磐自動車道と埼玉県道高速足立三郷線との接続部、三郷、八潮、八潮南、加平、堤通、向島、駒形、一般国道14号（京葉道路）との接続部、一之江、小松川、錦糸町、福住、木場、塩浜、枝川、高速自動車国道東関東自動車道水戸線と千葉県道高速湾岸線との接続部、千鳥町、浦安、舞浜、葛西、新木場、有明、川崎浮島ジャンクション、湾岸環八、空港中央	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	666.66円	1,333.32円

(ハ) 実施する期間

平成24年1月1日以降会社が別に定める日から平成28年3月31日までの間とする。

(9) 埼玉線内々利用割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、埼玉県道高速板橋戸田線のうち埼玉県戸田市早瀬一丁目（戸田出入口）又は高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と埼玉

県道高速さいたま戸田線の交差部（美女木ジャンクション）から埼玉県道高速さいたま戸田線の各出入口間のみを通行するE T C車とする。

(ロ) 割引額

普通車95.23円、大型車190.47円とする。

(ハ) 実施する期間

平成24年1月1日以降会社が別に定める日から平成28年3月31日までの間とする。

(10) 電気自動車割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、自動車検査証における燃料の種類が電気と記載された電池によって駆動される電動機を原動機とする検査済自動車（道路運送車両法第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）のうち、会社が別に定めるところにより登録がされ、本割引の適用を受けるための登録証を搭載したE T C車とする。

(ロ) 割引率

50%以下とする。

(ハ) 実施する期間

平成24年1月1日以降国土交通大臣が別に指示する日から平成26年3月31日までの間とする。

(11) E T C路線バス割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T Cコーポレートカード（ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録及び料金の前払がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の支払を行おうとする路線バス（乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。以下同じ。）とする。

(ロ) 割引率

39%以下とする。

(12) 首都高速道路企画割引については、次のとおりとする。

会社は、機構への貸付料の支払に支障のない範囲において、次のとおり割引を実施することができる。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C車とする。

(ロ) 割引率

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。

(ハ) 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引ごとに適宜設定する。

(ニ) 適用区間

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

(ホ) 事前の届出

個々の企画割引ごとに上記(イ)から(ニ)までの詳細について、事前に機構に届出を行うものとする。

(13) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

(ロ) 割引率

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率を適宜設定する。

(ハ) 実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

(ニ) 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定する。

(ホ) 事前の届出

個々の社会実験ごとに上記(イ)から(ニ)までの詳細について、事前に機構に届出を行うものとする。

二. 割引相互間の適用関係

(1) 上限料金の引下げに係る割引を適用する自動車は、記〔3〕に定める全ての割引と重複するものとし、上限料金の引下げに係る割引を適用した後の金額に対して記〔3〕に定める割引を適用する。

(2) 記(1)に定めるもののほか、障害者割引を適用する自動車に重複して適用する割引は、E T C前納割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。

(3) 記(1)に定めるもののほか、電気自動車割引を適用する自動車に重複して適用する割引は、E T C前納割引又は大口・多頻度割引に限るものとし、電

気自動車割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。

- (4) ETC路線バス割引を適用する自動車については、上限料金の引下げに係る割引以外の割引と重複して適用しない。
- (5) 環境ロードプライシング割引、ETC前納割引、大口・多頻度割引、中央環状線迂回利用割引、会社間乗継割引、放射道路端末区間割引及び埼玉線内々利用割引相互間の重複適用関係は、次のとおりとする。

(イ) 重複適用の有無

	環境						
前納	○	前納					
大口	○	×	大口				
中環	○	○	○	中環			
乗継	○	○	○	—	乗継		
放射	○	○	○	○	—	放射	
埼玉	—	○	○	—	—	—	埼玉

○・・・適用あり
×・・・適用なし
—・・・重複し得ない

(注) 「環境」、「前納」、「大口」、「中環」、「乗継」、「放射」、「埼玉」は、それぞれ、環境ロードプライシング割引、ETC前納割引、大口・多頻度割引、中央環状線迂回利用割引、会社間乗継割引、放射道路端末区間割引及び埼玉線内々利用割引を指す。

(ロ) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	中央環状線迂回利用割引、会社間乗継割引又は埼玉線内々利用割引
3	環境ロードプライシング割引又は放射道路端末区間割引
4	ETC前納割引又は大口・多頻度割引

三. 消費税等の取扱い並びに割引額及び又は割引後の額の単位

記一. 各項に定める割引額、割引後の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に機構に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

〔4〕料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成27年9月30日までとする。

〔5〕その他

一. けん引自動車

けん引自動車（けん引するための構造及び装置を有する自動車をいう。）が、被けん引自動車（けん引されるための構造及び装置を有する自動車をいう。以下同じ。）1台をけん引している場合には、1台の自動車とみなす。被けん引自動車を2台以上けん引している場合には、2台目以後の被けん引自動車について、1台につき更に普通車の料金1台分を徴収する。

二. 乗継について

首都高速道路を通行してきたETC車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、ETCシステムに当該通行実績を記録した自動車については、これを1回の通行とみなす。また、首都高速道路を通行してきた現金車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、乗継券を提出した自動車については、これを1回の通行とみなす。

三. 実施期日

記〔1〕から〔3〕までに掲げる事項は平成24年1月1日以降会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。

以 上

入口等	料金の額	
	普通車	大型車
本町（上野方向へ進行する入口に限る。）	476.19円	952.38円
永福（高井戸方向へ進行する入口に限る。）		
八潮南（八潮方向へ進行する入口に限る。）		
新郷（安行方向へ進行する入口に限る。）		
阪東橋		
新横浜（仮称）〔港北ジャンクション（仮称）方向へ進行する入口に限る。〕（ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用の日まで適用する。）		
杉田（幸浦方向へ進行する入口に限る。）		
新都心西（新都心方向へ進行する入口に限る。）		
新都心（さいたま見沼方向へ進行する入口に限る。）		
池尻		
外苑（代々木方向へ進行する入口に限る。）		
初台		
錦糸町（小松川方向へ進行する入口に限る。）		
葛西（浦安方向へ進行する入口に限る。）		
浦安（千鳥町方向へ進行する入口に限る。）		
鹿浜橋（加賀方向へ進行する入口に限る。）		
足立入谷		
新生麦（仮称）〔港北ジャンクション（仮称）方向へ進行する入口に限る。〕（ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用の日まで適用する。）		
新横浜（仮称）〔港北ジャンクション（仮称）方向へ進行する入口に限る。〕（ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用の日から適用する。）		
港北（仮称）〔横浜青葉ジャンクション（仮称）方向へ進行する入口に限る。〕		
三溪園		
浦和北		
扇大橋（鹿浜橋方向へ進行する入口に限る。）		
戸田	666.66円	1,333.32円
新生麦（仮称）〔港北ジャンクション（仮称）方向へ進行する入口に限る。〕（ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用の日から適用する。）		
美女木ジャンクション（高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線を通行し浦和南方向へ進行する利用に限る。）		

別紙特 1、別紙特 2 及び別紙特 3 を加える。

別紙特1

(協定第4条第3項及び第5条第3項関連)

(機構法第13条第1項第3号及び4号に定める協定記載事項)

都道首都高速1号線等に関する

特定更新等工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1) 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1)路線名	都道首都高速1号線	都道高速横浜羽田空港線 神奈川県道高速横浜羽田空港線	都道首都高速1号線 都道首都高速4号線 都道首都高速4号分岐線
(2)工事の区間			
(イ)工事の区間	東京都品川区東品川二丁目から 東京都品川区東大井一丁目まで	東京都大田区羽田三丁目から 神奈川県川崎市川崎区殿町一丁目まで	東京都千代田区北の丸公園から 東京都中央区日本橋兜町まで
(ロ)延長	1.9キロメートル	0.3キロメートル	2.9キロメートル
(3)工事方法			
(イ)工事の概要	橋の架け替え及び土工の造り替えを行い、構造全体を再整備する。	橋の架け替えを行い、構造全体を再整備する。	橋の架け替えを行い、構造全体を再整備する。
(ロ)道路の区分	第2種第2級(道路構造令)	第2種第2級(道路構造令)	第2種第2級(道路構造令)
(ハ)設計速度			
設計区間	東京都品川区東品川二丁目から 東京都品川区東大井一丁目まで	東京都大田区羽田三丁目から 神奈川県川崎市川崎区殿町一丁目まで	東京都千代田区北の丸公園から 東京都中央区日本橋兜町まで
設計速度(キロメートル/時)	60キロメートル/時	60キロメートル/時	60キロメートル/時
延長(キロメートル)	1.9キロメートル	0.3キロメートル	2.9キロメートル
摘要			
(ニ)設計自動車荷重	245kN(B活荷重)	245kN(B活荷重)	245kN(B活荷重)
(ホ)車線の幅員	3.25メートル	3.25メートル	3.25メートル
(ヘ)車線の数			
設計区間	東京都品川区東品川二丁目から 東京都品川区東大井一丁目まで	東京都大田区羽田三丁目から 神奈川県川崎市川崎区殿町一丁目まで	東京都千代田区北の丸公園から 東京都中央区日本橋兜町まで
工事施工	4車線	4車線	4車線
用地買収	—	—	—
摘要			

路線名	都道首都高速1号線	都道高速横浜羽田空港線 神奈川県道高速横浜羽田空港線	都道首都高速1号線 都道首都高速4号線 都道首都高速4号分岐線
(ト)路肩の標準幅員			
橋梁高架部分			
往復分離しない区間(メートル)	左側:1.25	左側:1.25	—
往復分離する区間(メートル)	—	—	左側:1.25、右側:0.75、計:2.00
摘要			
トンネル部分			
往復分離しない区間(メートル)	—	—	—
往復分離する区間(メートル)	—	—	—
摘要			
土工(掘割)部分			
往復分離しない区間(メートル)	—	—	—
往復分離する区間(メートル)	—	—	—
摘要			
(チ)付加車線の標準幅員	—	—	—
(リ)中央帯の標準幅員	2.00メートル	2.00メートル	—
(又)他の道路との接続位置及び接続の方法	—	—	—
(4)工事予算	91,197百万円	24,437百万円	141,201百万円
(5)工事の着手及び完成予定年月日			
(イ)工事の着手(予定)年月日	平成26年12月1日	平成27年4月1日	平成27年4月1日
(ロ)工事の完成予定年月日	平成39年3月31日	平成36年3月31日	平成41年3月31日
債務引受限度額(消費税込み)	122,770百万円	30,042百万円	186,280百万円
うち、助成対象基準額	118,210百万円	28,820百万円	179,220百万円
備考	東品川棧橋・鮫洲埋立部	高速大師橋	竹橋・江戸橋JCT付近

別紙特2

(協定第4条第3項)

(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

都道首都高速1号線等に関する 特定更新等工事の内容

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間	
	起点	終点
銀座・京橋出入口付近		
都道首都高速1号線	東京都中央区築地五丁目	東京都中央区八丁堀三丁目
池尻・三軒茶屋出入口付近		
都道首都高速3号線	東京都目黒区大橋二丁目	東京都世田谷区太子堂二丁目
その他(上記を除く区間)		
都道首都高速1号線	台東区北上野一丁目	大田区羽田旭町
都道首都高速2号線	中央区銀座八丁目	品川区戸越一丁目
都道首都高速2号線分岐線	港区麻布十番四丁目	港区六本木三丁目
都道首都高速3号線	千代田区隼町	世田谷区砧公園
都道首都高速4号線	中央区八重洲二丁目	杉並区上高井戸三丁目
都道首都高速5号線	千代田区一ツ橋一丁目	板橋区三園一丁目
都道首都高速6号線	中央区日本橋兜町	足立区加平二丁目
都道首都高速7号線	墨田区千歳一丁目	江戸川区谷河内二丁目
都道首都高速9号線	中央区日本橋箱崎町	江東区辰巳二丁目
都道首都高速11号線	港区海岸二丁目	江東区有明二丁目
都道高速湾岸線	大田区羽田空港三丁目	江戸川区臨海町六丁目
都道高速横浜羽田空港線	大田区羽田二丁目	大田区羽田旭町
神奈川県道高速横浜羽田空港線	横浜市中区本牧ふ頭	川崎市川崎区殿町一丁目
神奈川県道高速湾岸線	横浜市金沢区並木三丁目	川崎市川崎区浮島町
横浜市区道高速1号線	横浜市区西高島二丁目	横浜市神奈川区三ツ沢西町
横浜市区道高速2号線	横浜市中区元町	横浜市保土ヶ谷区狩場町
横浜市区道高速湾岸線	横浜市中区本牧ふ頭	横浜市鶴見区生麦二丁目
千葉県道高速湾岸線	浦安市舞浜	市川市高谷

(2) 工事内容

工事名		都道首都高速1号線等に関する特定更新等工事		
工事概要		(銀座・京橋出入口付近) 擁壁の造り替えを実施する。	(池尻・三軒茶屋出入口付近) 床版の造り替えを実施する。	(その他(左記を除く区間)) 損傷、腐食その他の劣化等に対して構造物全体の修繕を実施する。 ・コンクリート構造物の剥落防止対策、炭素繊維補強、鋼板補強等 ・鋼構造物の疲労亀裂補修、当て板補強、塗装の高耐久化等 ・SFRC舗装、床版防水工等 ・支承等の取替え ・その他(維持管理困難箇所への恒久足場の設置等)
道路の区分		第2種第2級(道路構造令)	第2種第2級(道路構造令)	—
延長		1.5キロメートル	1.5キロメートル	55.2キロメートル
設計速度		60キロメートル/時	60キロメートル/時	—
設計自動車荷重		245kN(B活荷重)	245kN(B活荷重)	—
車線の幅員		3.25メートル	3.25メートル	—
車線数	工事施工	4車線	4車線	—
	用地買収	4車線	—	—
路肩の標準幅員	往復分離しない区間(メートル)	左側:1.25	—	—
	往復分離する区間(メートル)	—	左側:1.25、右側:0.75、計:2.00	—
付加車線の標準幅員		—	—	—
中央帯の標準幅員		2.00メートル	—	—
他の道路との接続位置及び接続の方法 (他の道路の路線名、接続位置、接続の方法、備考)		—	—	—
工事予算		55,898百万円	64,773百万円	248,700百万円
工事の着手(予定)年月日			平成26年12月1日	
工事の完成予定年月日			平成41年3月31日	

別紙特3

(協定第5条第3項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

都道首都高速1号線等に関する 特定更新等工事に要する費用に係る 債務引受限度額

都道首都高速1号線等に関する
特定更新等工事に要する費用に係る債務引受限度額

(単位:百万円)
(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H26	0
H27	36,595
H28	31,194
H29	31,227
H30	31,261
H31	24,530
H32	24,556
H33	24,582
H34	24,608
H35	24,608
H36	24,607
H37	0
H38	0
H39	84,577
H40	78,714

(注1) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は繰越を認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成26年11月17日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長 勢山 廣直

首都高速道路株式会社
代表取締役社長 菅原 秀夫